

# デジタル社会における著作権法 --開かれた法制度の検討へ向けて

---

情報通信法学研究会 第1回メディア法分科会

東京大学大学院情報学環特任助教

酒井 麻千子

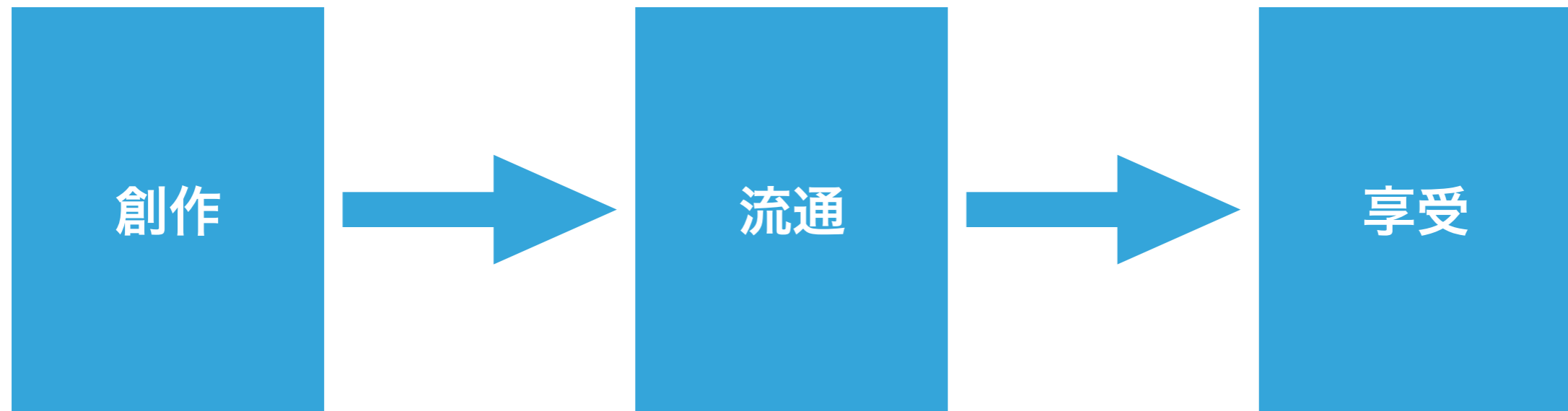
I. デジタル技術と著作権

II. 著作権法立法・解釈の活性化の時代

III. アドホックな対応からの転換の必要性

IV. 他の法分野との接続可能性

## I-1. 著作権法：デジタル化以前

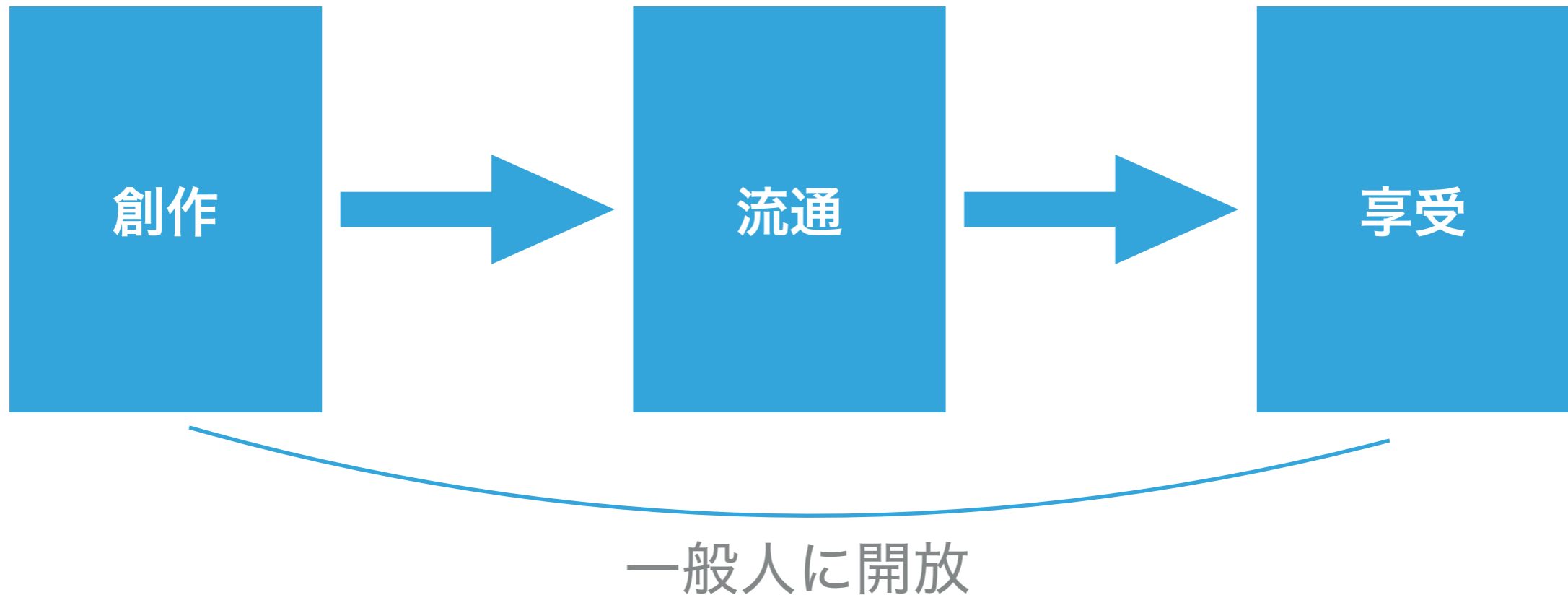


専門的・職業的創作者が中心（一般人による創作は把握不能）

ジャンルごとに固定された媒体・流通経路

媒体に縛られた享受・限定的な複製手段

## I-2. 著作権法：デジタル化以降



## I-3. 特徴

### 1. デジタル化（コンピュータ技術）

- 多様な創作手段、リミックス
- 容易・大量な複製

### 2. ネットワーク化（インターネット技術）

- 流通経路を拘束しない
- 使用者を限定しない
- 多対多の双方向的なコミュニケーション
- 末端までコンテンツを届けることが可能

## II-1. 立法の活性化

権利客体	プログラム・データベースの著作物 (10条1項9号・12条の2)
支分権	自動公衆送信 (23条)
権利制限規定	私的複製の例外 (30条1項2号～、2項) 付随対象物の利用 (30条の2) ～ 国立国会図書館におけるアーカイブ (31条2項～) 障がい者等のための複製 (37条～) ハード/ソフトウェアやインターネットの利用に伴う複製 (47条の3～)
著作隣接権	出版権 (79条1項～)
救済手段	プロバイダ責任制限法の創設

## II-2. 解釈の活性化

- ▶ 2条1項1号：著作物性（創作性）一宇宙開発事業団事件
- ▶ 112条：規範的主体論一口クラクII事件
- ▶ 30条1項：私的複製一自炊代行事件
- ▶ 32条：引用一美術鑑定書事件・「ハイスコアガール」事件
- ▶ 22条：演奏権一JASRAC v. 音楽教室事件

## 創作性—選択の幅論

- ▶ プログラム・データベースの著作物と「個性」の発揮
  - ▶ 「プログラムに著作物性があるといえるためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅が十分にあり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性が表れているものであることを要するものであって、プログラムの表現に選択の余地がないか、あるいは、選択の幅が著しく狭い場合には、作成者の個性の表れる余地もなくなり、著作物性を有しないことになる。」宇宙開発事業団事件（知財高判平成18年12月26日判時2019号92頁）
- ▶ 競争法的選択の幅論と創作法的選択の幅論



## 著作物利用行為支援サービスと侵害主体論

- ▶ 著作権法112条1項：「侵害する者又は侵害するおそれがある者」
- ▶ 直接的・物理的に著作権侵害を行った者（ex. 無断複製コンテンツの送信者）ではなく、場やツールを提供している者を規範的に権利侵害主体とし、著作権侵害を問えるか否か
  - ▶ 「サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。」ロクラクII事件（最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁）

## 侵害主体論と私的複製との関係

- ▶ 「利用行為の主体論とは別個の法理である私的複製による著作権の制限を規定する30条1項の適否が問題となる以上、利用行為の主体論だけで最終判断をしたり、利用行為主体論の判断をそのまま援用するのではなく、30条1項の趣旨に則した判断をなす必要があるというべきである。」（田村善之「日本の著作権法のリフォーム論—デジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けて—」知的財産法政策学研究44号92頁(2014年)）

## 私的複製の趣旨に関する解釈

- ▶ 「著作権法30条1項は、個人の私的な領域における活動の自由を保障する必要性があり、また閉鎖的な私的領域内での零細な利用にとどまるのであれば、著作権者への経済的打撃が少ないことなどに鑑みて規定されたものである。そのため、同条項の要件として、著作物の使用範囲を『個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする』（私的使用目的)ものに限定するとともに、これに加えて、複製行為の主体について『その使用する者が複製する』との限定を付すことによって、個人的又は家庭内のような閉鎖的な私的領域における零細な複製のみを許容し、私的複製の過程に外部の者が介入することを排除し、私的複製の量を抑制するとの趣旨・目的を実現しようとしたものと解される。」  
自炊代行事件（知財高判平成26年10月22日判時2246号92頁）

## 引用の判断

- ▶ 「他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。」美術鑑定書事件（知財高判平成22年10月13日判時2092号135頁）

## 「『ハイスコアガール』事件について-著作権と刑事手続に関する声明-」 (2014年12月22日)

- ▶ 「刑事手続・民事裁判で問題となっている『ハイスコアガール』内でのゲームのキャラクターの利用態様については、著作権侵害の要件としての類似性が認められない可能性、また適法な引用(著作権法32条)に該当する可能性等があり、著作権侵害が明確に肯定されるべき事案とは言い難い。」
- ▶ 「本件のように著作権侵害の成否が明らかではない事案について、強制捜査や公訴の提起等の刑事手続が進められることは、今後の漫画・アニメ・ゲーム・小説・映画等あらゆる表現活動に対して重大な委縮効果をもたららし、憲法の保障する表現の自由に抵触し、著作権法の目的である文化の発展を阻害することとなりかねない。従って、著作権侵害に係る刑事手続の運用、刑事罰の適用に対しては謙抑的、慎重であることが強く求められる。」

## 演奏権の解釈

「公衆に直接.....聞かせることを目的として」 (22条)

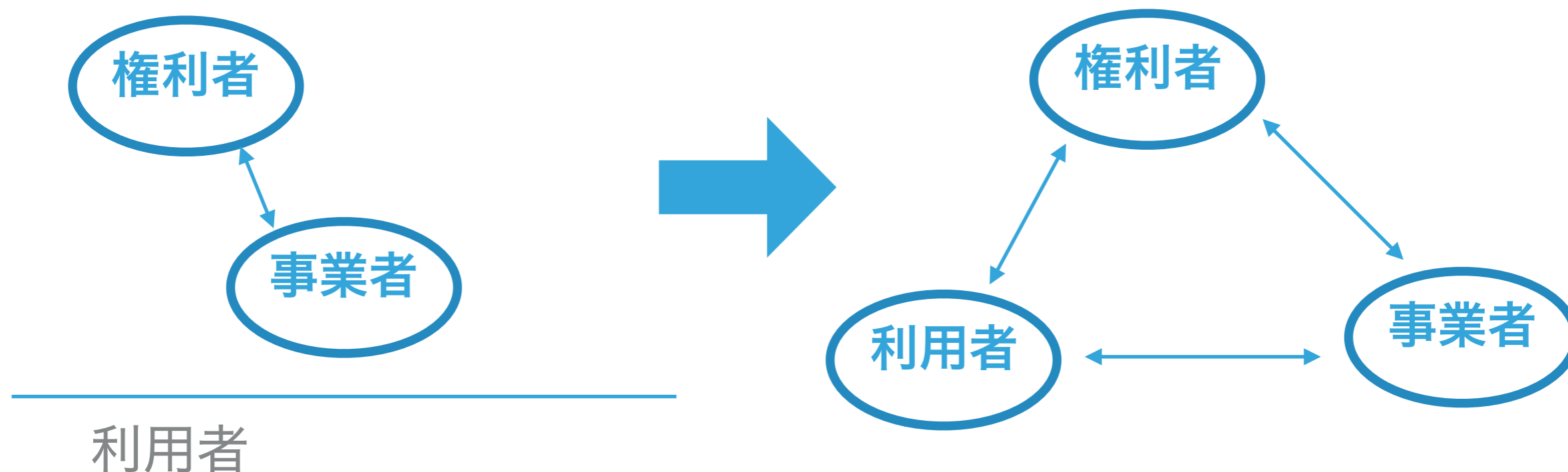
- ▶ 「公衆」：不特定または多数の人

ダンス教室でBGMを流す行為につき演奏権侵害を認めたものとして、名古屋高判平成16年3月4日判時1870号123頁

- ▶ 「直接聞かせることを目的」

教育・技術習得目的での演奏

## III-1. 著作権法の立法過程をめぐる問題



権利者内部での利益調整、あるいは  
権利者と事業者との争い

＊利用者の利益の考慮必要性薄い

利用者が著作物の創作・流通・享受に  
かかわる割合の増加

## III-2. 著作権法の立法過程をめぐる問題

- ▶ 著作権者の利益／不利益を軸とした思考
  - 著作者が不利益を被る利用行為：高次の対抗利益
- ▶ 権利者・事業者：活発なロビイング活動
- ▶ 利用者：明確なステークホルダーの不在
  - 特定の利益集団・利用行為に偏った著作権規定・権利制限規定の導入可能性



## 知的財産推進計画2016（知的財産戦略本部、2016年5月）

- ▶ 「具体的には、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑みて適切な柔軟性のある権利制限規定を創設すること、……（略）……などの取組を進めていくことが必要である。（7頁）」

## 文化審議会著作権分科会報告書（文化審議会著作権分科会、2017年4月）

- ▶ 「我が国において最も望ましい『柔軟性のある権利制限規定』の整備については、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる『多層的』な対応を行うことが適当である。」（38頁）

第1層：著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型

第2層：著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型

第3層：公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型  
→ 「権利者に及び得る不利益に優先して実現すべき社会的利益の存在」（53頁）

## 文化審議会著作権分科会報告書（文化審議会著作権分科会、2017年4月）

- ▶ 著作物の利用に係る「ニーズ」の整理・優先的に検討を行う「ニーズ」の特定（15頁以下）
  - 公衆がアクセス可能な情報の所在検索サービスの提供
  - システムのバックエンドにおける情報の複製
  - CPS（サイバーフィジカルシステム）による情報提供サービス
  - リバース・エンジニアリング
  - 自動翻訳サービス
  - ビッグデータの解析結果提供、情報分析サービス

## 本来的な権利利益の調整へ向けて

- ▶ 著作権者の利益／不利益とは別の視点が必要
- ▶ アドホックな対応から体系的な立法と解釈へ
- ▶ 憲法、刑法、民法など他の法分野と十分接合した形での著作権法体系の樹立に向けた検討

立法：それぞれの法理論における指導原理を十分に汲んだ形でのチェックリストの創出？

解釈：新たな利用行為や権利と他の法分野との接点の洗い出し・従来検討されてきた接点の問い直し・「対抗利益」の抽出と理論化？

## EX. 憲法と著作権

- ▶ 表現の自由と著作権
  - 定義づけ衡量論：環境の変化は解釈の変化を正当化するか
  - どの条文にどのように読み込むか→引用？
- ▶ 財産権保障との関係
- ▶ プライバシー

## EX. 私的複製（30条1項）の正当化根拠

「家庭のような閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容」

- ▶ 規制の実効性を欠く / 権利者への影響が軽微
- ▶ 「個人の私的領域における自由の確保」

→ 内実を考え、十分な「対抗利益」に高める必要

どのような価値をどのように読み込むか

プライバシー？

表現の自由（情報受領権）？

## EX. 私的複製と私的録音録画補償金

- ▶ 私的録音録画補償金制度：デジタル録音録画機器・記録媒体を用いて私的複製（録音・録画）する場合は、相当な額の補償金を権利者に支払わなければならない（30条2項）

＝個別の私的複製（私的録音録画）の捕捉が不可能であることを前提とした制度

→利用の個別捕捉や個別課金が可能となった場合、

- ▶ 30条・本制度の存在意義
- ▶ 他の法制度（ex. プライバシー）との関係

## EX. 刑事罰の適用

- ▶ 刑事罰を課されうる人の急激な増大
- ▶ 民事訴訟と刑事罰との関係・役割分担
- ▶ 依拠性の解釈との関係



- ▶ ご静聴ありがとうございました。